

特定処遇加算に関する情報公開について

1 特定処遇加算の取得状況について

事業所名	サービス名	区分
わらしべの家	生活介護	加算Ⅰ
	就労継続支援 B 型	加算Ⅰ
共同生活援助事業所わらしべの家	共同生活援助	加算Ⅱ

2 特定処遇改善加算による賃金の向上への具体的な取組について

- ・制度化された令和元年10月から加算を算定し「特定処遇改善手当」として、全職員を対象に支給しています。
- ・正規・非正規を問わず、福祉職経験が10年以上又は福祉系国家資格所持者を「(A) 経験・技能のある障害福祉人材」とし、Aグループに該当しない福祉職員を「(B) 他の障害福祉人材」、その他を「(C) その他の職種」とし、それぞれの区分の改善総額が4：2：1の比率となるよう配分基準を定めています。それぞれのグループ内で常勤換算率に応じて配分し、上期分を12月・下期分を翌年度6月に一時金として支給しています。
- ・また、(A) (B) (C) グループに属さない職員については、条件により (A) (B) (C) に仮配属し、仮配属となるグループに応じた相当額を法人負担により支給しています。